

令和7年度運転免許証更新時講習用教本に係る審査申込みについて

令和7年度に使用する運転免許証更新時講習用教本（以下「教本」という。）については、当県が示す内容に沿って正確にまとめられているかを事前に審査し、その内容に誤りがないと認められたものの中から一般競争入札により決定することとしています。

教本の事前審査を希望される事業所は申込みをしてください。

※ 令和6年度に当県の更新時講習で使用している教本についても、令和7年度の入札に参加される場合には再度審査の対象となります。

1 審査する教本を使用する講習

道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（更新時講習）

2 審査内容

「教本の内容」（別紙1）に沿って正確にまとめられた教本となっているかを確認します。

※ 教本の監修を行うものではありません。

3 提出資料等

(1) 審査申請書

「運転免許証更新時講習用教本に係る審査申請書」（別紙2）を提出してください。

(2) 資料

- 令和7年度に発行を予定している教本が作製されている場合
教本、新旧教本の加除事項・変更事項等の一覧表、その他参考となる資料
(各8部)
- 令和7年度に発行を予定している教本が作製中である場合
現在発行している教本、発行を予定している教本に関する新旧教本の加除事項・
変更事項等の一覧表、その他参考となる資料 (各8部)

(3) 結果通知送付用の返信用封筒

返送先の宛先を明記し、簡易書留分の切手を貼付してください。

4 受付期間及び資料提出期間

令和7年2月5日（水）から3月10日（月）まで

5 資料提出及び問い合わせ先

山口県警察本部交通部運転免許課免許第2係

〒754-0002

所在地 山口県山口市小郡下郷3560-2

山口県総合交通センター内

電話番号 (083) 973-2900 (代表)

6 提出方法

持ち込み又は郵送

(郵送の場合は、配達を証明できるものとしてください。)

7 注意事項

事前審査終了後、その内容に誤りがないと認められる教本が複数ある場合は、入札により1点選定し、使用することになります。

8 参考

令和7年1月1日現在、更新時講習に使用している教本名は次のとおりです。

講 習 名	教 本 名
道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（更新時講習）	わかる身につく交通教本 （一般財団法人全日本交通安全協会）

教本の内容

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近 5 年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車（ASV／サポカー、サポカーS）、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）、低公害車など、最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

3 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ 10 のすすめ」（令和 2 年 1 月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説すること。

4 危険予測**(1) 危険予測の心構え**

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

5 年齢に応じた運転特性**(1) 高齢運転者の一般的特性**

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(2) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(3) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(4) 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。

6 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針 2020（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

8 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度（初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。

9 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記を掲載すること。

10 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和 53 年国家公安委員会告示第 3 号）（第 2 章及び第 3 章を除く。）の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

11 その他

(1) 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄を設けること。

(2) 「安全運転 5 則」

以下の「安全運転 5 則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない